

「埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について」(進達)事業者・市町村教育委員会記入上の留意点

1. 土木工事の届出・通知(法 93 条・94 条)とも、事前協議終了後直ちに作成し、土木工事の通知(法 94 条)は工事計画策定の段階ですみやかに提出し、土木工事の届出(法 93 条)は着手しようとする日以前の法で定められた 60 日前までに必ず提出するよう指導してください。

やむを得ず遅れる場合は、提出の日付を調整し、着手年月日との期間の整合性を図ってください。

2. 土木工事の届出・通知は事業開始前に 1 件の事業について 1 回提出すればよく、工事が多年次にわたる場合も、新年度ごとに提出する必要はありません。

3. 土木工事の届出・通知には法 93 条又は法 94 条の別や、届出又は通知の別による二者択一の記入箇所が 4 箇所あるので、漏れなく○で囲んでください。

4. 土木工事の届出・通知の別記記入欄の 6. 工事主体者は通常、届出(通知)者と同一である。また、7. 施工責任者が未定の場合は「未定」、8. 着手予定時期、9. 終了予定時期は必ず記入して、空欄としないでください。

5. 添付書類のうち地図については、以下の事項に留意して作成してください。

- ・ 土木工事の届出・通知には①位置図②地形図③工事概要図を添付すること。
- ・ ①～③の地図は、A4 版にコピーしたものとすること。③工事概要図等で A4 版より大きいものは、A4 版に折りたたみ、見開きしやすい形にとじること。
- ・ コピーの原図はできるだけ①の位置図については国土地理院の 25,000 分の 1 又は 50,000 分の 1 の地形図、②の地形図については市町村作成の 2,500 分の 1 都市計画図、2,500 分の 1 都市計画図が未整備の地域では 10,000 分の 1 管内図と開発業者作成の地形図の組み合わせとすること。
- ・ コピー図はできるだけ鮮明で、永続性のあるものを使用すること。
- ・ ①の位置図には、工事箇所の正確な位置を赤色で明示すること。
- ・ 土木工事の届出・通知の②地形図には、遺跡範囲と工事範囲を色分けして明示し、必ず凡例をつけること。
(例 遺跡範囲＝青 工事範囲＝緑)
- ・ 地形図の色分けには、永続性のある筆記具を使用すること。(マジック・蛍光ペン等は不可)。

6. 届出は受理すると法的要件が満たされるので、記入漏れ、誤り等がないか、添付書類の不備はないかを十分確認の上、進達してください。なお、市町村教育委員会の回答に係る届出・通知の場合は、協議の概要と結果を必ず記入してください。